

三訂版刊行にあたって

本書は、平成23年(2011年)に刊行された「営業店の相続実務 Q&A」の三訂版です。初版の刊行以降、7年近くもの時間が経過しました。その間、本書は改訂版も含めて金融機関実務書として多くの方にご利用いただき、著者としてはとてもうれしく思っています。

相続をめぐる実務環境は毎年刻々と変化しているため(たとえば数年前の相続税増税)、平成27年(2015年)には改訂版を出させていただきました。その後、相続をめぐる法環境はますます大きな変革期を迎えています。平成28年(2016年)12月には重要な最高裁判例変更がありました(24頁等参照)。また、平成29年(2017年)には相続法(民法)改正についての議論が煮詰まってきました。さらに平成30年以降、相続法(民法)が大きく変わることとなります(29頁参照)。

そこで、最新の法改正動向等を踏まえて三訂版を出させていただくことになりました。改正法の成立を待つて刊行すべきかとも思いましたが、本書は銀行業務検定試験の参考書籍としてもご利用いただいております。前回の改訂版では、上述の相続をめぐる大きな環境変化との間に齟齬の生じる内容も出てきたため、早めの三訂版発刊に踏みきることとしました。改正相続法については予定(方向性)を記載しましたが、現在、法制審議会の議論は大詰めを迎えており、改正の着地点も本書の記載から大きくは変わらないと思います。

三訂版の刊行にあたり、(株)経済法令研究会の勅使河原豊氏および西牟田隼人氏にたいへんお世話になりました。ありがとうございました。

本書が少しでもみなさんのお役に立つこととなれば幸いです。

平成29年10月25日

上原 敬

改訂にあたって

高齢化が進むことにより、お亡くなりになる方は年々増加しています。私が銀行に就職した約 35 年前の昭和 54 年には日本人の年間死亡者数が約 70 万人でしたが、平成 26 年には約 130 万人の方がお亡くなりになったものと思われ、約 15 年後の平成 42 年には 160 万人に達すると見込まれています。これに伴い、相続の件数は増える一方です。

本書は初版の発刊から 4 年半が経過しました。その間、多くの金融機関役職員の方々に業務参考書としてご利用いただいていると聞いております。金融機関の研修講師として伺いすると、受講生の方から身近に置き、常に参照できるようにしているというお話をいただくこともあります。著者としてこれにまさる喜びはありません。本書発刊に併せて、私自身も研修講師を多数務めさせていただいておりますが、受講生の方から多くのご質問・ご意見を頂戴しており、相続実務に対する関心の高さを実感しております。本書は当初、「自分の銀行員時代を振り返ってこんな相続参考書が欲しかった！」ということを念頭に置き執筆しました。あらためて振り返ってみるともっとお伝えしたいこと（新判例・最新動向等）、逆にこれは必要ないかなということが少しずつ出てまいりました。そこで改訂版では、皆さまからいただいたご質問・ご意見を参考にしうえて、関心の高い事項を最新の情報とともに追加付記することとしました（投資信託・連れ子相続・戸籍の連続性・遺言信託等）。ここに貴重なご意見をいただきましたことをあらためて御礼申し上げます。

さらに、平成 27 年 1 月 1 日には大幅な相続税改正（増税）がなされたため、この改正を踏まえた相続税のアドバイスに関する事項も追加して解説しました。

改訂版の発刊にあたり、(株)経済法令研究会の菊池一男氏および笹原伸貴氏にたいへんお世話になりました。ここに感謝いたします。金融機関における相続事務の一助として本書がお役に立てれば幸いです。

平成 27 年 10 月 10 日

上原 敬

発刊にあたって

日本は高齢化社会に突入したため、必然的に相続が多く発生するようになってきました。金融機関の方にお話を聞いても、最近は相続にかかわる仕事が増えたとおっしゃいます。相続資産は日本全体で年間 50 兆円にも達する規模になりました。相続資産のうちもっとも大きな金額となるのが不動産ですが、それに次ぐのが預金です。ご遺族は預金の相続について、非常に強い関心を持っています。

このような状況のなかで、金融機関の行員・職員には豊富な相続知識が求められるようになりました。ところが現実にはなかなか相続知識（とくに相続法務の知識）が自分のものになっていない方が多いのが現実です。かくいう私も、だいぶ昔の話ですが初めて銀行の窓口で配属になったときは、お客さまの相続が発生するとあたふたとしてしまい、心の中では「まいったなあ」と思いながら戸籍調査などの仕事をした記憶があります。その後、法律専門部署に配属になり 15 年以上法務相談を経験したため、「まいったなあ」と思うことはなくなりましたが、それでも相続は難しいと感じています。相続手続は杓子定規でいかないところも多々あるからです。たとえば 5 万円の相続預金払戻しに対して法定相続人 10 人の実印・戸籍の提出を求めるわけにはいきません。もっとも、杓子定規でいかないといっても「杓子定規」の方（相続法務）を知っていなければお話になりません。ですからみなさんには、まず相続の法務知識を自分のものにしていただき、それを事務手続に活かすことは当然として、さらにお客さまに対して的確な説明ができるようになっていただきたいと思います。

私の銀行員時代の「まいったなあ」と感じた経験も踏まえて、とにかく役立つ本にしたいという思いで本書の執筆をしました。お客さまの相続が発生しても、みなさんが「まいったなあ」などと思わず、心のこもった対応ができるようになってほしいという思いをこめています。

本書の執筆にあたり、(株)経済法令研究会の菊池一男氏には企画の段階で、また同じく八重樫純生氏には編集の段階で多大な協力をいただきました。ですから本書は 3 人の共同作業により、少しでも金融機関の行員・職員の方々のお役にたてたらという思いで作られたものです。みなさんのお手元に置いて実務の参考にしていただければ幸いです。

平成 23 年 4 月 20 日

上原 敬

第1章

相続と金融機関取引(初動対応)

1	相続と金融機関のかかわり	2
2	相続の方法(相続と遺贈)	6
3	相続発生時の確認事項	8
4	死亡の事実確認	11
5	預金者死亡をいつ知ったか	13
6	相続預金の有無の照会	16
7	相続預金の残高照会・取引経過照会	18
8	相続発生後の通帳の取扱い	20
9	相続預金の払戻し方法	23
10	相続税のアドバイス	25
11	相続法の改正動向	29

第2章

各種取引と相続

1	普通預金 その1(自動引落口座の相続)	36
2	普通預金 その2(受取人死亡後の振込金入金処理)	38
3	総合口座取引	40
4	定期預金	43
5	当座預金 その1(当座預金の特殊性)	45
6	当座預金 その2(振出済小切手の取扱い)	48
7	投資信託・株式・個人向け国債	50
8	貸金庫取引	53
9	相続人の一人から開扉請求があった場合	55

第
3
章

相続人となる人(法定相続人)

1 法定相続人	60
2 相続人となる子	63
3 養子 その1(養子・特別養子と相続)	66
4 養子 その2(養親の離婚)	70
5 連れ子	72
6 代襲相続 その1(代襲相続とは?)	75
7 代襲相続 その2(養子の子は代襲相続できるか?)	78
8 代襲相続 その3(子が失権した後に生まれた孫)	80
9 直系尊属 その1(直系尊属と相続)	82
10 直系尊属 その2(養親の相続権・代襲の有無)	84
11 兄弟姉妹 その1(父母の一方のみ同じくする兄弟姉妹)	86
12 兄弟姉妹 その2(代襲相続～甥・姪の相続権)	88
13 配偶者 その1(配偶者と相続)	90
14 配偶者 その2(内縁の配偶者)	93

第
4
章

戸籍の見方

1 戸籍とは	98
2 戸籍の種類(現行戸籍と改製原戸籍)	101
3 戸籍の記載単位	104
4 戸籍の見方(チェックポイント)	106
5 戸籍の連続性確認(チェックポイント)	110
6 戸籍の連続性確認(具体的な調べ方)	112
7 最新の戸籍(平成6年式戸籍)	116
8 戸籍はいくつ必要か	118
9 法定相続情報証明制度とは	121

第
5
章

遺言書による相続

1 遺言とは	126
2 自筆証書遺言のチェックポイント(検認とは?)	128
3 公正証書遺言	131
4 遺言の確認	134
5 遺留分を侵害する遺言にもとづく払戻し	136
6 受遺者への払戻し(法定相続人以外の権利者への払戻し)	138
7 遺言書上の権利者が先に死亡	141
8 遺言執行者	143
9 遺言信託とは	145

第
6
章

覚えておきたい対応

1 葬儀費用の払戻し	150
2 特別受益・寄与分	153
3 外国籍の方の相続預金 その1(本国法の調査)	156
4 外国籍の方の相続預金 その2(韓国籍の方の相続預金)	158
5 相続人の欠格・廃除	160
6 相続人の不存在	163
7 相続の限定承認・放棄	165

第
7
章

融資取引と相続

1 融資の相続	168
2 債務引受	171
3 根抵当権債務者の相続	173
4 保証人の死亡	175
5 限定承認・相続放棄・相続人不存在と融資先管理	177
6 財産分離(融資を相続人に引き継がせたくない場合)	179

3

相続発生時の確認事項

Q
uestion

預金のあるお客さまについて相続が発生したとき、金融機関が必ず確認しなくてはならないことは何でしょうか？

A
nswer

①死亡の事実、②法定相続人、③遺言の有無、④遺産分割協議（書）の4点は必ず確認するようにします。

1 死亡の事実確認

死亡の事実確認は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）または一部事項証明書（戸籍抄本）で行います。戸籍の全員が除籍されて誰もいない戸籍であれば、除籍全部事項証明書（除籍謄本）により死亡を確認できることもあります。

相続は、死亡によって開始しますから（民法 882 条）、まず、お客さまが死亡した事実を確認しなくてはなりません。通常、金融機関は遺族からの連絡で死亡の事実を知ることになります。死亡の事実を知ったときは、必ずお客さまの預金について払戻しを止めなくてはなりません。金融機関が死亡の事実を知ったにもかかわらず、通常の手続で預金の払戻しを行うと、後日、正当な相続人に対して払戻しを二重に行わなくてはならないことがあり、最悪の場合、金融機関の損害となってしまうことがあるからです。

2 法定相続人の確認

民法により相続権が認められているのは法定相続人です。通常の相続においては法定相続人が相続財産を承継することになります。法定相続人の取り分として法定相続分が定められていますが（民法 900 条）、遺産分割協議により、法定相続分と異なる割合の相続分を定めることもできます。遺産分割協議も法定相続人

全員で行われます。

相続預金の払戻しは、原則として遺産分割協議書にもとづき行われます。遺産分割協議前であっても法定相続人全員の合意があれば預金の払戻しに応じることができず。遺産分割協議自体が原則として法定相続人全員で行われるため、法定相続人全員の合意があれば遺産分割協議前の預金払戻も問題ないと考えられます。遺産分割協議前に行われる預金の払戻しは遺産の一部について事前に分割協議が行われたと解することもできます。

相続財産は法定相続人全員の共有となるため（民法 898 条）、可分債権は相続開始と同時に法定相続分に応じて分割して承継されると解されていました（最判昭和 29・4・8）。預貯金債権も可分債権の一種として、従来はこの判例にもとづいて、法定相続人全員の合意がなくても法定相続分の範囲内であれば払戻しに応じる取扱いを行っている金融機関が多くありました。ところが、平成 28 年 12 月に最高裁の考え方が変わり、預貯金債権については、相続によって当然には分割されず遺産分割協議の対象となると判示されました（最大決平成 28・12・19）。この最高裁決定により、従来行っていた「法定相続分の範囲内の払戻し」ができなくなりました。相続預金の一部の払戻しであっても、法定相続人全員の合意が必要です。

3 いごん 遺言（遺言書）の有無

遺言があるときは、必ず遺言書を持参してもらう必要があります。法定相続よりも遺言が優先するからです。遺言書の有無は家族でも不明な場合があり、ましてや第三者である金融機関がその存在の有無を調べるのは不可能です。そこで遺言の有無については、金融機関は、払戻しの請求をした相続人に対して一応確かめれば足り、それ以上特別の調査をする義務はないと解されています（東京高判昭和 43・5・28）。

遺言があることが判明したら、自筆証書遺言の場合は必ず検認済の原本を提示してもらい、その内容や遺言執行者の有無を確認します。公正証書遺言の場合は正本または謄本を提示してもらいます。

9

相続預金の払戻し方法

Q
uestion

預金者Aさんが当行に普通預金だけ500万円を残してお亡くなりになりました。Aさんの奥様はすでに数年前に他界していますが、お子さんが2人いらっしゃいます（B、C）。そのうちの一人（Bさん）が本人確認書類や実印・印鑑証明書を持参のうえ来店し、葬式費用として50万円だけ払い戻してほしいと依頼されました。どのように対応すべきでしょうか？

A
nswer

Aさんの死亡事実が確認できたため、預金の払戻しを止めます。預金は死亡と同時に分割されないため、ご依頼はお断りすることになります。一部の払戻しであっても、原則として法定相続人全員の実印を求めます。ただし家庭裁判所の判断を経るか、または少額の場合は仮払い（便宜扱い）が可能となる予定です。この事例では50万円まで仮払いが可能になると思われます。

1 相続財産の「共有」とは

共同相続人が数人いるときは、相続財産は、その共有に属するとされています（民法898条）。共有物に関する管理について、各共有者は単独で保存行為を行うことはできますが（民法252条ただし書き）、処分行為は単独ではできないと解されてきました。

ただし相続においては、可分債権のように直ちに分割することができる性質のものについては、「その債権は法律上当然に分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を継承するものと解すべきである」（最判昭和29・4・8）とされてきたため、事例のように法定相続分の範囲内の払戻請求であれば、従来は応じて法的に問題はありませんでした。

平成に入っても判例は「共同相続人甲が相続財産の可分債権につき権限なく自

己の相続分以外の債権を行使した場合には、他の共同相続人乙は、甲に対し、侵害された自己の相続分につき、不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」と判示して（最三判平成16・4・20）、その当然分割性を肯定していました。

ところが、平成28年に最高裁は判断を180度転換しました。すなわち、相続預金は遺産分割協議の対象となるため、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものと解するべきであるという判断です（最大決平成28・12・19）。この判例は対象が普通預金・定期貯金等でしたが、その後、定期預金にも同様の判断がされ（最一判平成29・4・6）、当然に分割されないという判断が預貯金全般に及ぶことについて異論は見られません。

今後の実務はこの最高裁決定を踏まえて、相続預金の払戻しについては法定相続人全員の合意を求めなくてはなりません。

2 仮払い制度について

相続預金の払戻しについて例外を認めないとすると、葬儀費用の支払いが滞ってしまったり、あるいは生活に困窮する相続人が出てくる可能性があります。そこで、従来から金融実務でも行われていた便宜扱いについて、法律上も手当てをする方向で調整が進んでいます。とくに家庭裁判所の判断を経ないで行う預貯金の仮払いについては、事例のケースであれば応じることができることになると考えられます。なお仮払い（便宜扱い）については、たとえば振込に限定するとか、実務上可能であれば実印は無理としても電話による法定相続人の確認程度は行っておく、といったような配慮が望まれます。

法制審議会の試案の段階ですが、1つの口座でどこまで払戻しができるかという点について、次のような計算式が提唱されています。

$\text{相続開始時の貯金債権の額（口座基準）} \times 20\% \times (\text{当該払戻しを求める法定相続人の法定相続分}) = \text{単独で払戻しをすることができる額}$
--

11 相続法の改正動向

Q
uestion

平成30年以降、相続法（民法）はどのように変わってゆくのでしょうか。とくに金融機関で気をつけるべきことは何でしょうか？

A
nswer

平成30年以降、相続法が改正される予定です。一番大きなポイントは配偶者保護を厚くする点ですが、その他時代に応じた変更がなされる予定です。

金融実務では、以下の2点に留意が必要となるでしょう。

- ① 仮払い制度創設……法定相続人全員の合意がなくても葬儀費用等の預貯金払戻しについて便宜扱いがしやすくなります。
- ② 遺産の一部分割協議……遺産分割協議が終わっていなくても、法定相続人全員の合意により預貯金だけ（一部）分割協議を行うことができるようになることが明文化される予定です。

1 民法（相続関係）改正について

高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識の変化等から、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律の見直しが進んでいます。

法務省法制審議会（民法（相続関係）部会）で審議中ですが、平成28年6月21日に中間試案が公表され、平成29年7月18日には追加試案が公表されました（平成29年9月現在、追加試案についてはパブリックコメントを求めるため公表中）。法案は未確定ですが、両試案の概要は以下のとおりであり、おおよその方向で民法が改正されるものと思われます。

① 配偶者の居住権を保護するための方策（②(1)も配偶者保護です）

(1) 短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺

産分割が終了するまでの間、無償でその建物（居住建物）を使用することができるようにする。

(2) 長期居住権の新設

配偶者が、居住建物を対象として、終身または一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

②遺産分割等に関する見直し

(1) 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、居住用不動産の全部または一部を遺贈または贈与したときは、持戻し免除の意思表示があったものと推定することにより、遺産分割においても、このような遺贈等をした被相続人の意思を尊重した取扱いができるようにする。

(2) 仮払い制度等の創設・要件明確化

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

(3) 一部分割

遺産の一部のみを分割できることを明文化し、当事者が遺産の一部分割を請求できるようにする。

(4) 相続開始後の共同相続人による財産処分

相続開始後に共同相続人の一人が遺産の全部または一部を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けることにより、処分がなかった場合と同じ結果を実現できるようにする。

③遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式緩和（129頁参照）

財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。

(2) 自筆証書遺言の保管制度の創設

遺言保管機関を設ける。

3 養子 その1 (養子・特別養子と相続)

Q
uestion

預金者甲野義太郎さんがお亡くなりになったと連絡がありました。さっそく戸籍の全部事項証明書を取り寄せてチェックしたら、甲野義太郎さんは乙川英助さんという方を養子に迎え入れているようです。当行の相続預金払戻手続において、乙川英助さんの実印をいただく必要があるでしょうか？

A
nswer

乙川英助さんの実印も必要となります。養子も実子と全く同じように相続権を有しています。

1 養子とは

養子とは、養子縁組によって法律上の養親となった者の子のことです（民法792条）。実子（自然の血縁関係から生まれた子）に対して養子と呼ばれます。養子は嫡出子です（民法809条）。ですから実子（嫡出子）と全く同様の相続権を持ちます。戸籍法の定めに従い届出をすることによって養子縁組は成立します。役所に届け出ることによって成立するので、その点は婚姻に似ています。

ただし、養子縁組が成立するためには次のような条件が法定されています。

- ①養親は成年者であること（民法792条）
- ②年長者や尊属を養子とすることができない（民法793条）
- ③夫婦共同で養親となることが原則（とくに未成年者）（民法795条・796条）
- ④15歳未満の者を養子にするときは、法定代理人が代わって承諾すること（民法797条）
- ⑤未成年者を養子とするには原則として家庭裁判所の許可が必要（民法798条）
- ⑥後見人が被後見人を養子とするには家庭裁判所の許可が必要（民法794条）

【図3 戸籍例】

戸籍に記録されている者	<p>【名】 義太郎</p> <p>【生年月日】 昭和 40 年 6 月 21 日 【配偶者区分】 夫</p> <p>【父】 甲野幸雄</p> <p>【母】 甲野松子</p> <p>【続柄】 長男</p>
身分事項	
出生	<p>【出生日】 昭和 40 年 6 月 21 日</p> <p>【出生地】 東京都千代田区</p> <p>【届出日】 昭和 40 年 6 月 25 日</p> <p>【届出人】 父</p>
婚姻	<p>【婚姻日】 平成 4 年 1 月 10 日</p> <p>【配偶者氏名】 乙野梅子</p> <p>【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目 4 番地 甲野幸雄</p>
養子縁組	<p>【縁組日】 平成 33 年 1 月 17 日</p> <p>【共同縁組者】 妻</p> <p>【養子氏名】 乙川英助</p> <p>【送付を受けた日】 平成 33 年 1 月 20 日</p> <p>【受理者】 大阪市北区長</p>
戸籍に記録されている者	<p>【名】 英助</p> <p>【生年月日】 平成 24 年 5 月 1 日</p> <p>【父】 乙川孝助</p> <p>【母】 乙川冬子</p> <p>【続柄】 二男</p> <p>【養父】 甲野義太郎</p> <p>【養母】 甲野梅子</p> <p>【続柄】 養子</p>
身分事項	
出生	<p>【出生日】 平成 24 年 5 月 1 日</p> <p>【出生地】 東京都千代田区</p> <p>【届出日】 平成 24 年 5 月 6 日</p> <p>【届出人】 父</p>
養子縁組	<p>【縁組日】 平成 33 年 1 月 17 日</p> <p>【養父氏名】 甲野義太郎</p> <p>【養母氏名】 甲野梅子</p> <p>【代諾者】 親権者父母</p> <p>【送付を受けた日】 平成 33 年 1 月 20 日</p> <p>【受理者】 大阪市北区長</p> <p>【従前本籍】 京都市上京区小山初音町 20 番地 乙川孝助</p>

9 法定相続情報証明制度とは

Q
uestion

相続預金の手続で、ご遺族が法定相続情報証明制度にもとづく法定相続人一覧図を持参されました。どのような点に注意すればよいでしょうか？

A
nswer

ご遺族が持参された一覧図（写し）が、登記所（法務局）で発行されたものに間違いがないか、発行されたのはいつかを確認します（一覧図の末尾に記載された①発行日・②認証文・③職印押捺等を確認）。さらに認証文に記載された申出日以降に相続人の死亡等相続関係が変化していないことを確認します。

1 法定相続情報証明制度とは

法定相続情報証明制度とは、相続人が作成した法定相続人一覧図に登記官が戸籍を確認のうえ認証文を付与したうえで写しを交付してくれる制度です。提出された一覧図は当局が保管します。この写しを金融機関に持参していただければ、金融機関は改めて戸籍調査をする必要がありません。相続人も戸籍謄本の束を持ち歩く必要がなくなります。不動産登記規則の一部を改正することにより、平成29年5月29日からこの制度がスタートしました（平成29年法務省令第20号）。

2 法定相続情報証明制度導入の背景

相続が発生した場合の不動産登記（相続登記）は義務ではないため、山林や農地など換金性が低い土地はそのままにされる傾向があります。その結果、日本は所有者不明だらけの国土になってしまいました。九州より広い面積の土地が所有者不明という現実があります。不動産所有は利益になるよりも、負担になる場合の方が多いといわれています。たとえば所有者不明の家屋が増加しており、空き家問題は深刻です（誰の負担で取り壊すのか等）。所有者不明の土地も多いため、

1

葬儀費用の払戻し

Q
uestion

預金者Aさんがお亡くなりになりました。ご長男のBさんがあわてて来店して、母（A）の葬儀費用として50万円をA名義普通預金口座（残高90万円）から払い戻してほしいという依頼を受けました。戸籍の全部事項証明書によると法定相続人は全部で3人（子供3人）いますが、Bさん以外のお子さんの実印はすぐには集まらないということです。Bさんの実印+本人確認だけで50万円の払戻しにに応じてよいでしょうか？

A
nswer

葬儀費用・生活費等、緊急性を有する費用はできるだけ柔軟に対応したいところです。ただし、次のような手順をふみます。

- ① 請求者に立て替えてもらうか、法定相続人全員の合意をいただく
- ② 上記①が無理な場合は少額について仮払い（便宜扱い）を行う（今後新設が予定されている仮払い制度参照）

1 葬儀費用の払戻し

預金者が死亡した場合に、相続預金から葬儀費用の払戻しを要求されることがあります。共同相続人全員の合意（実印）で払い戻していただければ問題はありませんが、相続人全員の合意がとれない場合も多く、またお通夜の費用等、緊急性を要するお金もあるため、便宜的な扱いを検討しなくてはならない場合があります。ご遺族は悲しみにうちひしがれていることも多いため、心のこもった対応が必要であり、できるだけご遺族の意向に沿う形で手続を進めるようにしたいものです。葬儀費用等当面必要なお金を円滑に払い出す方法として最近では遺言代用信託（146頁）も利用されるようになりました。

2 葬儀費用の便宜払い

従来から各金融機関は、葬儀費用や当座の生活費等、緊急性を要する費用につ

いては、法定相続人全員の合意（実印）が取れない段階でも柔軟な対応をしていました。その際一部の相続人の依頼であっても、払戻金額が、それらの者の法定相続分の範囲内であれば法的にも問題がありませんでした。便宜扱いは法定相続分の範囲内で行うという金融機関も多かったと思います。ところが、平成28年12月19日の最高裁決定により、相続預貯金が死亡と同時に分割承継されるという結論が覆されたため（死亡と同時に分割承継しないため遺産分割協議が必要）、法定相続分の範囲内であっても払戻しに応じられないことになってしまいました。そうすると一家の大黒柱であるご主人等を失ったご遺族はたいへん困ることがあります。葬儀費用や生活費についてまで払戻拒絶するのは金融機関にとっても本意ではありません。そこで相続預貯金の仮払い制度が検討されています。仮払い制度が法定されるまでの間は各金融機関が政策的に判断するしかありませんが、仮払い制度を参考にできるだけ柔軟な対応をしたいところです。

仮払いは少額に限られます。金額が大きくなる場合はお断りしますが、やむを得ず払戻しに応じるときは、法定相続人全員の実印は無理としても、せめて電話で確認をとっておく程度のことはおきたいところです。

他方、葬儀費用の便宜払いに応じる場合、その範囲は「葬儀費用」に限定することも忘れてはなりません。「葬儀費用」とは、葬儀の後始末費用（会葬御礼費用等）までで、墓地・墓碑・香典返し・四十九日法要費用等までは含まれないと解されています。リスクを軽減するために、便宜払い分については葬儀社口座への振込にしてもらう等の配慮も必要です。

3 葬儀費用は誰が払うべきか？

葬儀費用は誰が負担するべきかについて、判例の見解（説）は分かれています。

- ①共同相続人の負担とする説～共同相続人で分割負担すべきとする説で、負担割合について、⑦法定相続分に応じて分割して負担すべきとする説（東京高決昭和30・9・30）、④共同相続人の合意にもとづき負担割合を決めるべきであるとする説（仙台高決昭和38・10・30）の2説に分かれます。
- ②相続財産の負担とする説～葬式費用は相続財産に関する費用（民法885条）

【著者紹介】

上原 敬（うえはら たかし）

1956年東京都生まれ。1974年麻布高校卒業，1979年早稲田大学法学部卒業後，日本長期信用銀行（長銀）入社。本店・名古屋支店勤務を経て1987年から法務部。1998年長銀国有化後は新生銀行法務コンプライアンス統轄部，2002年新生銀行退職後は（株）経済法令研究会顧問・専任講師。

《著書》

『戸籍の見方・読み方』『融資取引と説明責任』『偽造・盗難カード対策 Q&A』（以上，経済法令研究会），『よく分かる新成年後見制度 Q&A』『新しい保証の実務 Q&A』（以上共著，経済法令研究会），『金融取引実務ハンドブック』『貸出・担保トラブル完全対策』『管理・回収トラブル完全対策』（以上共著，金融財政事情研究会），『銀行取引法務事例集』（共著，銀行研修社），『金融ビジネス読本 実務と法の知識』（共著，ぎょうせい）ほか，著書・論文多数。

現場の悩みをズバリ解決！ 営業店の相続実務Q & A 【三訂版】

2011年5月16日 初版第1刷発行
2014年11月25日 改訂版第1刷発行
2017年11月30日 三訂版第1刷発行

著 者 上 原 敬
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザインおよび本文レイアウト／Pesco Paint イラスト／田原則子
制作／西牟田隼人 印刷／音羽印刷(株)

©Takashi Uehara 2017 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2409-4

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載します。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。